

君津中央病院企業団議会 平成20年6月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成20年6月10日をもって平成20年6月20日午後4時に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 石井量夫、3番 服部善郎、4番 藤井 修、5番 大瀬 洋

6番 武次治幸、7番 平野良一、8番 小林新一、9番 平野和夫、10番 小野光正

11番 福原孝彦

欠席議員

12番 鈴木啓二郎

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 内山輝雄、総務課主査 亀田陽一郎

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、監査委員 鈴木征二、病院長 鈴木紀彰、事務局長 後藤秀一

事務局次長 三沢秀俊、事務局次長 元木貞雄、経営企画室長 鶴岡幸夫、総務課長 吉堀正廣

財務課長 小河原茂之、管財課長 鈴木敏雄、医事課長 山崎博史、分院長 田中治実

副院長 田中 正、副院長 柴 光年、学校長 磯部勝見、医務局長 氷見壽治

地域医療センター長 岡 陽一、看護局長 齋藤セツ子、医務局理事 須田純夫

4 会議に付した事件は次のとおりである。

・議案第1号 監査委員の選任について
(質疑、討論、採決)

・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(君津中央病院企業団病院事業料金)

徴収条例の一部を改正する条例の制定について)

(質疑、討論、採決)

- ・ 議案第 3 号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

(質疑、討論、採決)

- ・ 議案第 4 号 平成 20 年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第 1 号) について

(質疑、討論、採決)

(午後 4 時 00 分開会)

<副議長>

ただいまの出席議員数は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 20 年 6

月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会につきましては議長が任期満了となっておりますので、日程第 4 で行われま

す議長選挙が終了するまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定によりまして、副議長の

私が議長の職務を代理いたします。

ここで、福山企業長から招集のごあいさつをお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成 20 年度は、中期経営計画の最終事業年度となります。1 年目は幸い 7,800 万円余

りの黒字となりましたが、この間に医師確保体制のほころびが始まっておりました。そのため、

2 年目の 19 年度は泌尿器科を初めとした複数の科で診療の枠を狭めねばならず、このことが

大いに影響し、入院、外来とも患者数が減り、1 億 5,350 万円の赤字決算を報告せざるを

得ない状況となっております。

しかしながら、医師確保について、処遇改善や例規上の整備に努めてまいったことがようや

く結実し始めたのか、6月には消化器内科医を、7月に救急医を、それぞれ1名ずつ一般公募で確保できることとなりました。泌尿器科医についても、近々に確保できる見通しは現在ありませんが、なお一層粘り強く各方面に要請し続け、一刻も早い他日の成果を期したいと存じます。

本年度は、前年度末の定年退職等が多かったこともあり、病院長、分院長以下多くの幹部職員の入れかえを行いました。中期経営計画の最終年度を迎え、また、公立病院改革ガイドラインともリンクする新たな経営計画の策定も行わねばならない年度でありますから、各所に適材を配置するとともに、診療の質と安全を確保しながら効率化を推進するため、医務局に新たに理事の職を設けたところでございます。この難局を乗り切るために、各職が力を合わせて奮闘願いたいと考えております。

さて、本定例会では、人事案件1件、専決処分の報告1件、条例の一部改正1件と補正予算、合わせて4件の議案を提案させていただいております。

本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<副議長>

日程に入るに先立ちまして、人事について報告をいたします。

木更津市では川端喜代志副市長が3月31日で辞職されました。後任には服部善郎氏が就任され、当企業団議員に選任されました。

また、富津市議会で議員の人事に異動があり、平野良一議員、小林新一議員が当企業団議員に選出されました。

ただいまの順で自席にて就任のごあいさつをお願いいたします。

<3番 服部善郎議員>

木更津の副市長の服部でございます。よろしくお願いいたします。

<7番 平野良一議員>

富津市の平野でございます。よろしくお願いいたします。

<8番 小林新一議員>

富津市議会の小林でございます。よろしくお願いいたします。

<副議長>

続いて、監査委員から、地方自治法第235条の2の規定により、例月出納検査の結果につ

いて報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してございます。その順序に従いまして会議を進めさ

せていただきますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定について

日程第1、議席の指定を行います。

議席は副議長において指定します。

服部善郎議員を3番、平野良一議員を7番、小林新一議員を8番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、副議長から平野良一議員及び福原孝彦議員を指名いたします。

日程第4 議長の選挙

日程第4、議長でありました高橋謙治議員は4月24日付で富津市議会議員としての任期が満了したため、議長が欠けております。よって、これより議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選挙方法について説明を求めます。

後藤事務局長。

<事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は、市議会議員である議員のうちから選出する申し合わせがございます。

選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。

推薦の方法といたしましては、構成市の議会選出議員のうちからそれぞれ1名の選考委員を

立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものでございます。

先例は以上でございます。

<副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委

員を選び、選考委員の選考結果により、指名推選の方法で推薦することとして差し支えないか、

お諮りをいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

それでは、各市それぞれ選考委員を発表してください。

<1番 石井 勝議員>

木更津市では私、石井勝です。

<5番 大瀬 洋議員>

君津では大瀬でございます。

<7番 平野良一議員>

富津市は平野です。

<11番 福原孝彦議員>

袖ヶ浦は福原でお願いします。

<副議長>

選考委員には別室において選考委員会を開き、選考をお願いします。
選考の間、暫時休憩をいたします。

(午後4時10分休憩)

(午後4時16分再開)

<副議長>

では、再開します。
選考委員会に選考結果の報告を求めます。
石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

選考委員として慎重審査の結果、小野光正議員を議長にと決まりました。

<副議長>

選考委員会の選考の結果、私、小野光正が議長に指名推選されました。
皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<副議長>

ご異議なしと認めます。
よって、私、小野光正が議長に決定いたしました。

<10番 小野光正議員>

では、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

微力な私でございますが、議員皆様方のご推挙をいただき、君津中央病院企業団議長を拝命

し、まことに光栄に存ずる次第でございます。

前高橋議長には及びませんが、継承して重責を全うすべく努力してまいりたいと思っておりますの

で、議員皆様方のご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、御礼のあいさつと

いたします。

ありがとうございます。

日程第5 副議長の選挙

<議長>

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠けております。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第5とし、日程第5を日程第6としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、副議長選挙を日程に追加し追加日程第5として、日程第5を日程第6とすることに決定いたします。

追加日程第5、副議長選挙を行います。

副議長の選出方法につきましては、議長選挙と同様として差し支えないか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

それでは、各市それぞれ選考委員を発表してください。

<1番 石井 勝議員>

木更津市は石井勝です。

<議長>

君津、大瀬さん。

<5番 大瀬 洋議員>

君津は大瀬でございます。

<議長>

富津さん。

<7番 平野良一議員>

富津市は平野でございます。

<議長>

袖ヶ浦さん。

<11番 福原孝彦議員>

袖ヶ浦は福原です。

<副議長>

選考委員には別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。
選考の間、暫時休憩をいたします。

(午後 4 時 1 9 分休憩)

(午後 4 時 2 2 分再開)

<議長>

再開します。
選考委員会に選考結果の報告を求めます。
石井勝議員。

<1 番 石井 勝議員>

副議長については慎重審議の結果、君津市からの藤井修議員を指名しました。

<議長>

選考委員会の選考の結果、藤井議員が副議長に指名推選されました。
藤井議員を副議長とすることにご賛同いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

<議長>

異議なしと認めます。
よって、藤井議員が副議長に就任されました。
ここで藤井議員から副議長就任のあいさつをお願いいたします。

<4 番 藤井 修議員>

図らずも副議長の重責を担うことになりました。小野議長を補佐しながら、
その役割を果た
していきますので、皆様のご協力をよろしく申し上げます。
どうもありがとうございました。

日程第 6 議案の上程

<議長>

日程第 6、議案の上程を行います。
本日上程の議案は 4 件でございます。
朗読については省略いたしますので、ご承知願います。
なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。
企業長、提案理由。

＜企業長＞

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 監査委員の選任については、現在欠員となっておりますので、事業の経営管理に関し識見を有する適任者として木更津市前福祉部長福島隆光氏を選任するために、議会の同意をいただこうとするものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、平成20年4月1日から施行された新たな診療報酬の算定方法が3月に定められ、これに伴い、君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の文言整理をする必要が生じましたが、急施を要するために、当条例の一部改正を専決処分にいたしましたので、これを報告し、承認を求めようとするものでございます。

議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定については、昨年の12月定例議会に新規制定の提案を申し上げ、可決いただきましたが、条例に係る一部改正であります。この貸付金に対する千葉県補助制度の具体的な運用が確定してまいりましたため、それに対応するよう企業団の条例の規定を改めようとするものでございます。

なお、対象となる医師1名を既に6月1日付で採用しているため、改正後の規定は同日にさかのぼって適用させていただくこととするものでございます。

議案第4号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）については、2件の補正案件がございまして、1件はアスベスト対策に係るものでございます。

本年2月の厚生労働省通知に基づき、多品目にわたる石綿について改めて調査いたしましたところ、昭和47年建設の附属看護学校校舎において天井の建材に基準値以上のアスベストの含有が判明いたしました。なお、念のため行いました空気中の浮遊状況調査においては、大気汚染防止法に定める基準値以下との報告であり、現時点では飛散・暴露による学生・教職員の

健康被害の危惧は直ちにはないものと考えられます。

しかしながら、校舎にその存在が確認された以上、アスベストは見過ごしにはできないこと

であり、一方、学生の順調な教育課程履修も極めて大切なことであります。このため、学生の

カリキュラム消化に深刻な遅延が生ずることのないよう、夏休みを待ってアスベスト囲い込み

工事を施行し、この間、教職員については、旧施設の一角を片づけて臨時の職員室を設け

ようとするものでございます。

また、校舎を使用している夏休みまでの期間中は天井材の剥離・飛散の状況について監視を

続け、常に細心の注意を払ってまいります。

これらに要する所要見込み総額2,910万円を看護師養成事業費用に補正増額するととも

に、その財源措置等をしようとするものでございます。

いま1件につきましては、議案第3号 医師研究資金貸付条例の一部改正に係る案件であり

まして、補助金収入、貸付金支出ともに1名1年分の当初予算措置であったものを2名4年一

括分に補正増させていただくようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりました。

議案第1号 監査委員の選任については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採

決してよろしいか、お諮りをいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号、福島隆光氏を監査委員に選任することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

全員賛成です。

したがって、議案第1号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定いた

しました。

ここで、福島隆光監査委員にごあいさつをお願いいたします。
福島隆光監査委員。

(監査委員 福島隆光氏 入場)

<監査委員>

このたび、皆様のご支援をいただき、監査委員に選任されました福島でございます。

ご承認をいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

地方公共団体の監査委員の役割としましては、単に行政等を摘発するだけでなく、いかに

すれば公正で合理的かつ効率的な行政を確保するかに重点を置くべきであろうというふう

に言われております。私ごとでございますけれども、この3月まで木更津市に在職をしてお

りました。在職中4年間、地方公営企業の適用を受けました水道行政に従事をしており

ました。そういふことがありまして、同制度の趣旨とか基本的な内容については理解をして

いるつもりでございます。今後は監査委員といたしまして、そうした経験を生かしなが

ら、監査委員の職務に励んでまいり所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

はなはだ簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

しました。

<議長>

ありがとうございました。

ここで福島隆光監査委員には退席をしていただきます。

(監査委員 福島隆光氏 退場)

<議長>

議案第2号 専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終了します。
討論を省略し、採決して、よろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。
議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

全員賛成です。

したがって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題とします。

補足説明を事務局よりお願いいたします。

後藤事務局長。

<事務局長>

議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

6ページをお開きください。

この条例は、医師確保対策の一環として平成19年12月に制定したもので、事業内容とい

たしましては、医師が県外から当院に就職した場合に研究資金を貸し付け、一定期間勤務した場合はその返還を免除とするという制度でございまして、県から2分の1の補助がございました。

当初、年額240万円ずつ2年間を限度に貸し付ける制度として条例化いたしました。先
ごろ県から、本制度をより有効なものとするため4年分、960万円以内を一括して貸し付け
る制度とする旨の説明がございました。このため、県の制度との整合を図るため、貸付金額を
「年額240万円」から「960万円以内」に、貸付期間「2年」を超えない期間を「4年」
を超えない期間に改めようとするものでございます。

なお、本制度の対象者が6月1日付で採用されているため、適用日を6月1日とさせていた
だきたいと考えております。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<副議長>

補足説明が終わりました。
議案第3号に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑はないようですので、これで質疑を終了します。
討論を省略し、採決してよろしいか、お諮りをいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。
議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

全員賛成です。

したがって、議案第3号 君津中央病院企業団医師研究資金貸付条例の一部
を改正する条例
の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1
号)についてを
議題とします。

補足説明を事務局よりお願いします。

後藤事務局長。

<事務局長>

議案第4号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1
号)について補
足説明させていただきます。

8ページをお開きください。

看護学校校舎天井のアスベスト囲い込み工事の設計・施工監理・工事請負に
必要な経費とし
て2,910万円を計上するとともに、その財源といたしまして退職給与金、
修繕費の所要額

を見直し、同額を減額しようとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

医師研究資金貸付条例に基づく貸付金といたしまして2名の一括貸し付け分1,920万円を計上しようとするものでございます。当初予算で240万円措置しておりますので、差額の1,680万円を補正するとともに、収入として県補助金840万円を増額補正しようとするものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

<副議長>

補足説明が終わりました。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

大瀬議員。

<5番 大瀬 洋議員>

アスベスト工事についてお尋ねしたいと思いますが、先ほど企業長のほうから、夏休み中にこれを行いたいんだというご説明でございました。工事はそれでよろしいわけですが、工事の入札方法とか、あるいは工事に関する契約などがございましたら、教えていただきたいし、期間等も教えていただければありがたいと思います。よろしく願いします。

<議長>

鈴木管財課長。

<管財課長>

工事につきましては、当院の指名業者選定審査委員会がございますので、その中に諮って入札を検討して、入札方法で工事をしたいと思っております。

それから、工程でございますけれども、先ほど夏休みの期間と企業長のほうから話をしましたけれども、夏休み、8月末まで学校のほうがお休みですので、できるだけその夏休みの期間に終わるような工程で実施設計、それから入札執行事務を行いまして、工事をしたいと思っております。

以上です。

<議長>

大瀬議員。

<5番 大瀬 洋議員>

わかりました。

では、指名選定が決まりましたら、また次の議会でもご報告をいただきたいと思っておりますので、申し添えておきたいです。お願いします。

<議長>

ほかに。

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

袖ヶ浦の福原です。

平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算に関連する事項についてお尋ねをしたいと思います。

今回、厚生労働省のほうから医師確保ビジョンというのが出ましたけれども、実際医師が不足しているという状況はよくお伺いするわけでありましてけれども、この医師確保ビジョンというのが出たことによって医師不足を救うことができるというふうに認識しているのか、お尋ねをしたいと思います。

<議長>

鈴木病院長。

<病院長>

お答えいたします。

確保のビジョンということは全国に対するものでございまして、そのことは長期的にはやはりそのとおりになっていくかと存じますけれども、各病院によって現在不足している部分をどうやって補うかということにつきましては、なかなか個々の問題になってくると思っております。当然でもそのビジョンだけに頼らず、やはり医師確保の対策を推し進めること、こういうことをやりながら、長期的な計画を見直しつつ、当たっていきたいと思っております。

以上です。

<議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

同じく関連する事項についてお尋ねをしたいと思いますが、中央病院は、勤務医というふうに言われるわけですが、勤務医については開業医よりも収入が少ないというのはよく聞かれているかと思うんですけれども、それにあわせて長時間勤務がある、また環境が非常に厳しいというような状況があるというふうに言われているんですけれども、当病院の現状についてお尋ねをしたいと思います。

<議長>

鈴木病院長。

<病院長>

当病院におきましても、やはり人数が少なく、一つのまとまったセクションを24時間行っている科が幾つかございます。例えていいますと脳神経外科、それから産婦人科、救急・集中治療科、小児内科、こういうところはほとんど一つの科で当直までこなしてやっておりまして、パートのドクターを投入しましても、やはりどうしても勤務時間が長くなる傾向がございます。あと外科系の科では、やはり共同の作業が非常に多うございますので、定時に終わらせんで、日が暮れてからも、みんなで回診をいたしましたり、カンファレンス——患者さんの先の計画を検討するようなことがございまして、やはり長時間になる傾向がございます。

以上のところはほんの一例でございますけれども、やはり今後業務の効率化を図り、それから昨今提案されております、医師の事務作業の補助を積極的にほかの者がやっていくということも念頭に置きながら、その対処をしたいと考えております。

以上です。

<議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

そうしますと、残っているお医者さん——残っているという表現はよくないかもしれないんですけれども、勤務されている先生方は、いろいろな部分で夜勤があったり、翌日そのまま勤務

したりと大変な状況があるかと思うんですね。ある意味において、閉鎖した診療科がありますけれども、そうしますと、やはり残った医師はその分仕事をしなければいけないような状況になりますと、勤務の中でやはり悪循環的なことが出てきて、余り過労になれば、当然、開業したり、ほかに移りたいというような、そういう形が出てくるかと思うんですね。そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

<議長>

鈴木病院長。

<病院長>

議員の御指摘のとおりでございます。例を挙げました科以外に、やはり泌尿器科がその典型的でございますけれども——やはり退職者がふえるにはそれなりの理由がございますので、現在は個々の仕事をやはり管理職全体で把握をしまして、あつれきがないように、無理がかからないようにということを中心に考えております。

その一環としまして、やはり外来の制限なども、やむなく行わせていただいておりますが、いずれにしましても、業務の平均化をなるべく図り、現在いる医師を大事にする。また、パートタイムで手伝ってくれるような医師を、女性で常勤になれない方も含めて、なるべく声をかけまして手伝っていただきながら、全体の仕事を調整していきたいと思っております。

以上です。

<議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

ぜひとも、勤務されている勤務医の勤務状況はある意味でいい方向に改善されるような体制が当然必要だと思いますので、その点はぜひお願いをしたいなというふうに思うんですけれども、あわせて、せっかくの機会ですので、ちょっと一、二点お尋ねをしたいんですけれども、ある患者さんが私のほうに問い合わせがあったんですけれども、その文面をちょっと読ませ

ていただきますけれども、中央病院のほうに来たわけですから、「現在の病院から転院しても、治療も同じなので、しかも一定期間が来ればまた他の病院に移ってもらうことになるので、転院のメリットがない」というふうに告げられたということは、企業長おっしゃっておりまして、1億5,300万円の赤字ですよ。こういうふうに患者さんが要望して、中央病院がいい病院だからという形で受けようと思っているのに、治療することがないからメリットないよと言われてたら、その患者さんは、要するに希望がなくなるわけですよ。こういう点について病院長または看護局長などはどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

<議長>

鈴木病院長。

<病院長>

さまざまなケースがあると思いますけれども、やはり現在の医学の水準ではいかんとも正しい対処ができないという、そういうこともあると思います。その中でがんやエイズの方に関しましては、本地区では当院しかございませんけれども、緩和医療科というような、そういった診療も提供しております。

あと、医療の規則的にやはりいかんともしがたい部分もございます、その代表がリハビリテーションですけれども、国の基準で受傷後150日ですとか120日を限度としてリハビリテーションを認めようというような、そういう場合でございますと、これは一病院だけの努力ではいかんともしがたいものがあると思います。

しかし、議員のおっしゃるように、個々の患者様の状況をよく把握させていただきながら、当院でどうしても無理なものはケースワーカーなどを動員しまして、より現実的な方法を提供させていただけるように努力していきたいと存じます。

以上です。

<議長>

福原議員。

<11 番 福原孝彦議員>

中央病院にかかりたいと来たお客さんに対して、ほかの病院で治療を受けて、同じような治療しかできないからというのは、ある意味で門前払いですよね。私は何度かこの会議に出席をさせていただいておりますけれども、月次決算でも、その時点から数字的には決していい数字ができていないわけですよ。ということは、お客様を大事にしなければいけないという意味合いもかなりあるかと思うんです。1人のお客様に—ある意味お客様ですけども、お客様に、「うちは診られないんだよ」と言ったら、それはほかのお客様にやはり響いていくような状況もあろうかと思うんですね。

だから、来てくれた方に対していかに大事に扱うかということだと思っんです。仮に入院を考えた場合、実際に病棟を歩いてみますと、東病棟なら東病棟でも、やはり10室から、多いところは20室ぐらいあいているわけです。ですから、どこで受け入れるかということを考えて、短い期間でもやはり治療してあげたり……。

やはり本来は病院はホスピタリティーですよ。ですから、その辺をやはりちょっと、何か大変申しわけない言い方だったかもしれないんですけども、中央病院はどちらかといいますと、企業団でありますから、私立の病院とは違うという何か認識を末端が持っていて、お客様という意識は余りないのではないかというふうに感じる部分が多々あるんですけども、いかがでしょうか。

<議長>

鈴木病院長。

<病院長>

個々の問題に関しましては、患者さま相談室ですとか投書箱などを通じて、具体的に病院長まで上げて解決をし、ご説明をしまいいるところでございます。

議員のおっしゃるとおり、やはり隔々の職員まで、そういったホスピタリティーに満ちた応接ができるような病院になるように努力させていただきたいと存じます。

<議長>

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

ぜひともそういった形で、中央病院の皆さんが末端までそういう気持ちにならないと、各市から15億円ぐらい補助金をいただいて、なおかつまた1億5,300万円、実際に数字的にいったら16億円、17億円の赤字経営をしているわけですね。ですから、末端までそういう経営的なことがしみついていなければいけないと思うんですね、今さらではなくて。やはりそういう認識に立った中でそれぞれが働いていかなければいけないというふうに思うんですけれども、企業長、いかがでしょうか。

<議長>

福山企業長。

<企業長>

ただいま福原議員からいろいろとご指摘いただいたわけですが、そのお手紙をいただいたという患者さんと当院の担当したドクターとの関係、具体的にどんな話だったのかというものは、ちょっとニュアンスが私わかり切れないんですが、私が病院長になったとき一番大事にしたのは、接遇の問題を取り上げまして、とにかく私、口幅ったいですけれども、医療に関してはこの地域で大変高いものを持っていると思ったんですが、とにかくそういうお客様という意識で、とにかく気配り、心配りを十分しているわけですが、確かに100人以上のドクターがいるわけで、そのうち4月に3分の1以上かわるわけです。そういう点で、あとはどこの社会もそうだと思うんですが、それぞれ性格の違う人もかなりおりますし、そういう趣旨は、患者さんを大事にするという趣旨は常に申し上げておりますし、私もしつこいほうですから、繰り返し申し上げるんですが、そういうことが起きてしまうという大変申しわけないと思っております。

あと、入院期間の問題とか、そういうものはある程度、今の医療制度の中のルールの問題が
ございますので、それは十分ご理解いただけるように説明をしながら、やはり運用していかないと、患者さんにすれば、何で地元の病院に入れないのかというような感覚になると思います
ので、その行き違い、そういうことが起きないように常にしなければいけないと、こういうふうに私は思っております。

<議長>

質問は3回までという決まりになっているそうですので、この辺でご了承願いたいと思います。

<11番 福原孝彦議員>

申し合わせですか。

<議長>

そういうことに決まっているようなんです。

(「だれが決めているの、3回なんて」の声あり)

じゃ、どうぞ。それをやっているうちに時間がたちます。

<11番 福原孝彦議員>

質問はしません、はい。

ぜひとも、ここには石井勝先生も石井量夫先生もいらっしゃいます。もうお客さんが来て忙しくて大変だという、そういう私立病院もあるわけですので、中央病院は地域医療を支えてくれる一番かなめでありますので、企業長、大変かと思えますけれども、ホスピタリティー精神をぜひとも徹底してひとつお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

<議長>

これで質疑を終了します。

討論を省略して、採決してよろしいか、お諮りをします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

全員賛成です。

したがって、議案第4号 平成20年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)

については原案のとおり可決されました。

以上で議案の全部を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日は大変お忙しい中、各市とも議会とかいろいろで大変お忙しいと思えます。また、きょうはお天気も悪くて足元も悪い中おいでいただきまして、本当にありがとうございます。

日ごろは病院の運営に関しまして大変いろいろご協力いただきまして、大変ご指導いただき、本当に感謝申し上げます。

今回は新しく平野議員あるいは小林議員、服部議員、きょうおいでいただいたわけですが、

4議案につきましてお通しいただきました。本当にありがとうございました。

今、福原議員からも大変いろいろご意見をちょうだいしたわけですが、4月からの

診療報酬改正ございました。今回は一応4年越しですか、ずっと診療報酬のマイナス改正が続

いたわけですが、今回一応見かけ上0.38%のプラス改正ということですが、実際

はやはり薬剤あるいは診療材料の1.2%のマイナスということで、結局は0.82%のマイ

ナス改正と。これは石井先生よくご存じだと思うんですが、そういう状況になりました。

これはもとをただせば、社会保障費を年間で2,200億円ですか、減らしていくという財

政諮問会議の基本的な考え方で進んできているわけですが、そういう状況で、医療制

度改革というのは非常に厳しい状況をどんどん進めております。そういう中で医師が足りない、

看護師足りない。そして、競争の世界をしなければいけないという。そしてまた、医療に関しては非常に訴訟問題とか、いろいろなものがどんどん絡み合ってくる。非常にややこしい状況になっております。

しかし、私いつも考えているんですが、もっと単純に考えまして、とにかくうちの病院のなすべき仕事、地域の皆さんに最高の治療を提供せねばならない。それは精神面をあわせて、そういうことが必要なわけでございます。そういうことで、福原議員から言われたような、やはり4市の皆さんに非常に満足感のある診療をせねばならないなど、こういうふうに感じておるわけでございますが、今後ともいろいろな点で病院運営にいろいろご支援いただき、またご指導いただきたいと、こういうふうに考えているわけでございます。

医療制度もいろいろと変わってまいります。そして、それに対応すべく、経営の問題も考えていかなければならない。先ほども出ましたけれども、看護師の施設基準というか、配置基準が7対1に進んでくる。とにかく手厚く、そして経営にも役立つと、そういう話が進んでくる。そして、それに対応するための努力って大変なものでございますが、さらに今度は4月からDPCという、診断群別の包括医療という形になってまいります。それに対してどうやって対応したらいいか、そして経営に結びつけて考えねばならないと。いろいろなことを考えるわけで、今後もいろいろな点でそういう点で努力せねばならないなということは常に感じているところでございます。

どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうは本当に長時間にわたりまして、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉議し、閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4 時 5 8 分閉会)